

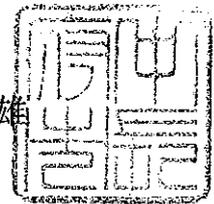


府中市告示第155号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年9月28日

府中市長 高野 律 雄



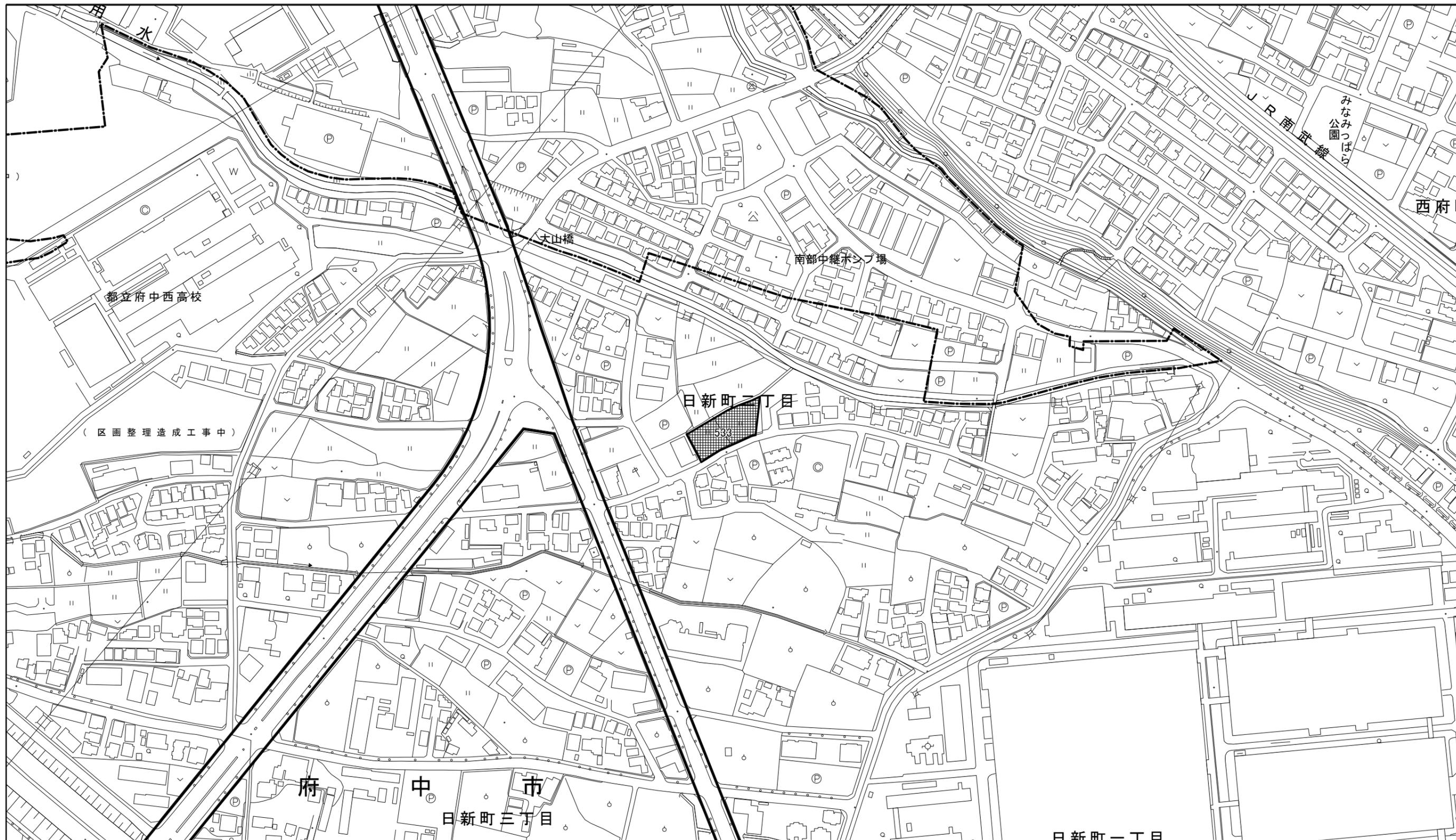
- 1 区域及び面積
別紙及び位置図のとおり

特定生産緑地（府中市）の解除

生産緑地地区番号	位 置	面 積
533	府中市日新町二丁目地内	約 560 m ²

「区域は位置図表示のとおり」

特定生産緑地 (府中市) 位置図



凡例

 特定生産緑地 指定解除区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号) 4都市基交著第15号 令和4年4月19日
(承認番号) 4都市基街都第32号 令和4年4月25日

令和4年9月

